

第36回とよおかまつり 出店者募集要項

1 とよおかまつりの開催日時

11月8日(土) 10時00分 から 18時15分

11月9日(日) 9時30分 から 15時00分

※スケジュールが確定していないため、時間が若干変更になる場合があります。

2 出店時間等

① 出店可能時間

11月8日(土) 10時00分 から 18時15分 (※10時～16時は必ず営業ください)

11月9日(日) 9時30分 から 15時00分

(注意事項)

- ・いずれか1日のみの出店も可能ですが、原則として2日間両日の出店をお願いします。
- ・「8日(土)の10時～16時」、「9日(日)の9時30分～15時」は、店を開いた状態にしておいてください(飲食出店で、用意した食材等がなくなり閉店する場合を除く)。
※ 両日とも、「午前中のみ」「午後のみ」といった一部の時間に限っての出店はできません(実行委員会が特別に認めた団体(小学校等)は除く)。
- ・11月8日(土)の予定は次のとおりです(変更の可能性あり)。

10時00分～16時00分……	ステージ催事
16時00分～17時10分……	よさこい
17時10分～18時00分……	御輿
18時00分～18時10分……	音楽花火打上
18時15分頃	…… 終了

※参加団体数により前後する
場合があります

⇒ 8日(土)に出店される方は、10時～16時は必ず営業ください。16時～18時は希望する出店者は営業できます(出店申込書に記載欄あり)。ただ、19時頃までは、会場内に車両は進入できませんので、商品は台車等で駐車場まで搬出ください。

3 出店場所

とよおかまつりメイン会場(豊丘村役場前 駐車場)

※キッチンカーについては、村道またはたむらんどでの出店になる場合があります。

4 募集する出店の種類

①テント(飲食販売) ②テント(物品販売) ③キッチンカー

[テントのサイズ: 2間×3間(3.6m×5.4m)]

5 出店資格・条件

- | |
|--|
| ○豊丘村民で構成されるグループ・団体
○豊丘村内に店舗又は事業所を有する事業者
○ <u>長野県内</u> の事業者(原則として商工会・商工会議所会員のみとします)
(<u>長野県外の事業者は、出店申込みができません</u>) |
|--|

(留意事項)

- ① 応募多数の場合、地元の商業振興の観点から豊丘村内、飯田市・下伊那郡内の出店希望者を優先し、飯田市・下伊那郡外の事業者はお断りする場合がありますのでご了承ください。その場合は9月19日(金)までにお知らせします。
- ② 豊丘村外の方については、原則として商工会又は商工会議所加入の方のみとします。
- ③ 飲食物を扱う出店については、各出店者において必要な保健所の許可を受けてください。申込の際に営業許可証(写)、提供食品等調査票の提出が必要です。こちらは保健所に提出し確認しますので、漏れのないように記載、提出してください。
- ④ 名義貸しによる出店はできません(過去にそのような事例が多数報告されています)。当日そのことが発覚した場合は、即時撤収を含む厳正な措置をとらせていただきます。
- ⑤ 暴力団員または暴力団関係者でない方のみ申込みできます。

以下の全てを満たすことを「誓約書」において誓約いただきます。

- ・出店申込者が、暴力団員または暴力団関係者(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団と密接な関係を有する者)でないこと。
- ・暴力団員または暴力団関係者を、当日の販売スタッフとして一切使用しないこと。
- ・暴力団との関係等を調査するため、出店申込、誓約書等の提出書類が関係機関に提出されることに同意できること。
- ・当日のスタッフが、半裸体、入れ墨が見える状態で販売を行うなど来場者等に迷惑をかけるような行為をとらないこと。
- ・営業中に粗暴な言動・行動をとり、来場者や他の出店者、実行委員会スタッフに迷惑をかけないこと。

6 出店区画・出店料について

- ・豊丘村外の方は、1事業者につき1区画に限ります(複数区画の申込はできません)
- ・名義貸しは一切認められませんので、当日実際に出店する方の名義でお申し込みください。
- ・出店場所の希望は一切お受けできません。

① 飲食販売・物品販売

1区画 3.6m×5.4m (2間×3間テント1張)

1区画基本セット	基本料金(2日間)		追加料金(2日間)	
	村 内	村 外	電 源	テント横幕
・テント1張 ・長机(45cm×180cm 4脚まで ・椅子6脚まで	4,000円	15,000円	1口 3,000円	2間1,500円 3間2,000円

- コンテナの貸出は行っていません。必要な場合は、各自でご用意ください。
- 1区画(テント1張)に対する長机・椅子の申込み可能数は、長机4脚・椅子6脚までです(この個数以下の借用申込は基本料金に含まれます)。
※これを超える数量を使用される場合は、追加料金が発生します
長机1個 600円/2日、椅子1個 200円/2日(1日の場合はこの1/2です)。
- コンパネにつきましては有償でのお貸出しになります。 コンパネ1枚 200円/2日

- ・ テント横幕・電源に使用は別料金が必要です。電源希望の場合は、使用器具名とそのワット数を申込書にご記入ください。ワット数によっては申込口数以上の追加料金が発生する場合があります。
- ・ 申込数は必要最小限としてください。
- ・ テント1／2張の場合は、上記金額の1／2の額となります。
- ・ 1日のみ出店の場合は、上記金額の1／2の額となります（電源・横幕にかかる追加料金も同様です）。

② キッチンカー（1区画 6.0m×2.5m程度）

基本料金（2日間）		追加料金（2日間）
村 内	村 外	電 源
3,000円	8,000円	1口 3,000円

- ・電源希望の場合は、使用器具名とそのワット数を申込書にご記入ください。
電気容量の算定に必要となりますので、過不足なく申告をお願いします。

7 申诉方法

以下の必要書類の全てを記入・押印の上、実行委員会宛に郵送または持参提出してください（FAX、メールでの申込はできません）

- 提出先：〒399-3295 下伊那郡豊丘村神稲3120番地
豊丘村役場 総務課 企画財政係 内
とよおかまつり実行委員会事務局 宛て
- 提出期限：9月12日(金) 必着
- 必要書類（豊丘村公式ホームページからダウンロードできます）
- ① 出店申込書
 - ② 誓約書（署名・押印必要）
 - ③（村外事業者のみ）商工会、商工会議所等に入会していることが証明できるもの
 - ④（食品販売、酒類販売の場合）営業許可書(写)
 - ⑤（食品販売、酒類販売の場合）提供食品等調査票
 - ⑥（キッチンカーの方）キッチンカーの外観写真・車検証(写)

8

審査結果について

- ・ 実行委員会において出店可否の審査を行い、９月下旬までに結果を郵送で連絡します。
- ・ 暴力団関係者であるかの調査のため、関係機関へ申込書に関する情報を提供します。その結果、暴力団関係者と認められる申込者については出店を許可しません。
- ・ 過去にとよおかまつり等のイベントにおいて重大な違反行為を行った申込者、また名義貸しと認められる申込者、虚偽の記載と認められる場合は、出店を許可しません。
- ・ 出店申込みが多い場合は、豊丘村内、飯田市・下伊那郡内の出店者を優先させていただきます。

9 出店者説明会について（今からご予約ください）

(日時) 10月16日(木) 午後7時【予定】

※この時に出店料の納付をお願いします。

10 その他

以下の場合に、事前にまつりを中止する、また当日に中止または閉会時間を繰り上げる（早める）場合があります。

① 警報級の大雨・強風等となることが事前に確実に予測される場合

⇒ 事前に中止の決定をする場合があります（1日のみ中止の場合もあります）。この場合、納付いただいた出店料について中止になった日の分は返金しますが、中止になったことによる営業補償等は一切できません。

② まつり当日に大雨・強風等により、まつり継続が困難な場合

⇒ 来場者や出店者の安全を考え、閉会時間を繰り上げる（早める）場合があります。この場合、出店料は返還しません。また中止になったことによる営業補償等は一切できません。

11 その他注意事項

- ・偽ブランドや危険な玩具（エアガン、花火、爆竹等）、公序良俗に反したものの販売は禁止します。当日販売していたことが発覚した場合は、その場で販売を中止していただきます。悪質な場合はその場で撤収いただきます。
- ・販売品に関する客からのクレームについては、出店者において対処していただきます。実行委員会では一切責任を負いません。
- ・政治や宗教に関する出店、その他法令等で禁止されている行為、公序良俗に反する行為はできません。
- ・すぐ飲める状態（飲食業許可）におけるアルコール飲料の販売も可とします。
- ・酒類を瓶や缶のまま販売する場合は、必要な税務署への申請を各自で行ってください。
- ・土曜日の夜間は警備員の配置は行いません。盗難があっても実行委員会では責任を負いませんので、貴重品、販売品の管理について注意してください。
- ・とよおかまつりでは、出店いただく皆様に協力してテントの設置・片付けを行います。テントの設置・片付けが完了するまでは搬入・搬出もできませんので、必ずご協力いただくようお願いいたします。テント設置・片付けにご協力いただけない出店者、主催者側の指示に従っていただけない出店者は、次回以降のお申込みをお断りさせていただきます。
- ・店舗で販売した飲食物のゴミについては、各店舗での回収をお願いします。また、自店舗のゴミを会場のゴミ箱に廃棄することは絶対に行なわないでください。
- ・昨年、会場内において露店営業で許可されていない米飯類の販売が確認されたとのことで、保健所から指導がありました。今年は、事前に保健所に報告を行うため、食品販売を行う出店者は、営業許可書とともに「提供食品等調査票」を必ずご提出ください。

とよおかまつり実行委員会

事務局：豊丘村役場 総務課 企画財政係
(〒399-3295長野県下伊那郡豊丘村神稲3120)

電話：0265-35-9050(直通) FAX：0265-35-9065
E-mail：kikaku@vill.nagano-toyooka.lg.jp